

優生保護法のルーツ

生産性のない人間は社会のお荷物であり、国力を低下させるだけであると考え、その不良な人間の子孫の出生を防止するという優生保護法は、19世紀以降の国際的思想に強く支配されている。その思想とはイギリスの自然科学者チャールズ・ダーウィン (Charles R. Darwin) が1859年に発表した『種の起源』(八杉龍一(翻訳)岩波文庫1990年)に由来する。人間の進化を自然淘汰や適者生存という考え方で人間の存在を実証しようと試みた進化論である。また、1871年の『人間の由来』(長谷川真理子(翻訳)講談社学術文庫2016年)では、文明社会はさまざまな社会保障や医療技術の進歩により、「虚弱な構成員」の生命を維持するように努めているが、それは人間という種の変質を加速させることになっていると言及しているのである。弱肉強食による淘汰が自然の摂理であり、弱者に人間が介在(共助)することで種が変質するというのである。

このダーウィンに強く影響を受けた人物の一人が優生学の父といわれるフランシス・ゴルトン (Francis Galton) である。人類学者であり、統計学者でもある。彼はその研究において人間の才能と遺伝との関連性の解明を試みるなかで、「優生学 (eugenics)」という言葉を生み出している (岡本春一『フランシス・ゴルトンの研究』ナカニシヤ出版1987年)。1904年にロンドン大学で開催された第1回社会学会において、「優生学—その定義、展望、目的」と題する発表を行い、そこで示された優生学の定義は、「人種の生得的質の改良に影響するすべてのものを、およびこれによってその質を最高位にまで発展させることを扱う学問」である。その具体的研究とは、「遺伝知識の普及、国家・文明・人種・社会階層の消長の歴史的研究、隆盛を極めている家系についての体系的情報収集、結婚の影響の研究」などである。

そのゴルトンが提唱した社会改良運動は、良い遺伝形質を残す積極的優生学と、劣った悪い遺伝形質を抑える消極的優生学があり、その消極的優生学を具体的に形に現したものが「断種」である。この思想を根拠として優生保護法がわが国にも誕生し、不良な子孫の出現を防止することを目標にしたのである。

時代の変化

優生保護法のもとに強制不妊手術が行われた人は1万6,475人に及ぶが、その件数は1950年代から1960年代に多く実施されている。しかし、1970年代に入ってから変化があらわれるのである。不良な子孫を残さないとする障害者差別の思想を、あからさまに表現し排除してきた優生保護法に対して、社会の厳しい目が注がれ、批判にさらされることになるのである。

そのきっかけの一つが、1961年に国際連合(以下国連)が発表した「国連開発の十年」である。各国に対して「経済・社会開発」の課題・目標を掲げ、高度経済成長を主眼とするわが国にはその国連の計画は重要な指針でもあった。その指針の社会開発とは、社会福祉、教育、保健、公共交通など国民生活の基盤となる項目の充実を課題とするものである。いかに経済成長を遂げようが、社会開発を疎かにする、国民に対して生活の安寧を保障しないことは国として責務を果たしてないことになる。そのためには、

わが国にとって社会保障の充実が急務となったのである。その一つが福祉国家の建設であり、その後のわが国の重要な政策課題となっていく。1948年以降、優生保護法を根拠に民族復興に力を注ぐわが国のありようは先進国にはほど遠い、人権蹂躪の国家と烙印を押されてしまうことを危惧したのである。優生保護法による排除の施策から、政策転換を余儀なくされるのである。第2次世界大戦の敗戦以降、国民が一丸となって復興に尽力し、経済成長を遂げ、1964年には東京オリンピック、パラリンピックを開催するなど、先進国の仲間入りを目標としていたわが国には国連の動向は絶対的なことであった。

そして、1970年9月に厚生省(現、厚生労働省)から「厚生行政の長期構想」、翌1971年には「社会福祉施設緊急整備五カ年計画」が発表された。従来、優生保護法で排除の対象にされていた重度障害者がその発表により、包摂の対象に変容したのであった。

前後して、1968年には先天性代謝異常疾患をはじめとする特定の難治性の小児慢性疾患に対する公費負担制度が導入されるなど、一変して福祉国家を標榜することになるのである。

教育現場でも「不良な子孫の出生を防止する」ことを是として、1950年から1970年代の高等学校保健体育の検定教科書では優生保護法の推進に関することが記載されていたが、1977年には教科書の記述が次のように変化したのである。

国民優生を強調するあまり、身体的・精神的に障害をもつ人の人権が侵される傾向や、障害をもって生まれてきた子どもの生命を軽視する社会的風潮も指摘されるようになった。そのため、優生保護法を再検討しようとする傾向も強まってきている。(『保健体育』一橋出版)

という文章である。

また、国民に対して徹底して啓発、教育してきた文部省(現、文部科学省)の「高等学校学習指導要領」では、1978年以降は「優生」についての項目が削除されている。

新たなうねり

優生保護法の改正を余儀なくさせた要因は国際的動向である。特に1981年の「国際障害者年」は大きな影響を与えている。障害者問題を負のこゝろとして扱ってきたわが国にとって、障害者福祉の黒船ともいべき大きな出来事であった。その国際障害者年を契機に、1982年から1983年にかけて国会では、「不良な子孫」という文言に対して優生保護法の改正を求める動きが誕生している。そして、改正に向けて決定的なきっかけとなったのが、1994年にエジプトのカイロで開催された国連の「国際人口・開発会議」であった。その国際舞台でわが国の障害当事者の女性がスピーチを行い、そこで優生保護法を徹底的に非難したのである。それにより、国連の人口政策の理念を否定するわが国の優生保護法の存在が明らかになり、障害者を排除する国であることが露呈された。国際的リーダーの一員だと自負するわが国にとって、耐えがたい屈辱的な国際会議となってしまったのである。

[参考文献・資料]

今西錦司『進化とはなにか』講談社学術文庫、1975年。
安積遊歩『車イスからの宣戦布告—私がしあわせであるために私は政治的になる』太郎次郎社エディタス、1999年。